

本間家取入地の分米、年貢、

俵田(畑)渡

稲葉泰三

積雪地方支所「研究ノート」第三号で報告したものを多少加筆訂正したものである。なお検討すべき点も多いのであるが、地主制の成立という点から見ると庄内藩特有の問題があるように思うので、とりあえず報告したいと思う。

一 実 態

第一表の通りで、その作成方法と資料について説明し、本表の信びよう性判断の参考に供する。

(一) 『土地集積の過程、第一集、上巻』(山形県刊、本間家所蔵資料集、以下『集積過程』と略す)に収録された取入地のうちに年貢の記入あるものが九四〇口程ある。そのうちの俵田

本間家取入地の分米年貢俵田(畑)渡

(畑)渡(以下両者を含めて俵田渡と略す)が米であって、面積分米及び立上の記入あるものについて調査したものである。

その口数面積共に『集積過程』に収録された総取入の約三分の一に当る。この調査の対象となった取入は明和五年から元治二年までの間に散見されるもので、分米、年貢、俵田渡はいずれも取入当時のものである。

俵田渡が米であるものだけを調査したのは、分米に対する年貢の割合を計算するためである。

(二) 年貢には浮役又は「諸役」を含む。諸役とはどんなものか明らかでない。取入地のうちには「年貢浮役共」又は「諸役を含む」とあるもの、年貢と浮役又は諸役とが別記されたものがある。口数からいえば、単に年貢とだけ記入されたものが多い。そのうちに「免」及び「乗免」が附記されたものもある。免の記入あるものについて年貢を計算して見ると、記録の年貢よりすべて少ない。免と乗免と二つあるもの六口程あるが(文政一四)、このうち四口は計算と記録とが一致する。他の二口もその差は極めて少ない。このようなことから単に年貢とだけ記されていても、年貢には本租の外浮役諸役も含まれていると解すべきだろう。

(三) 租率は分米に対する前記年貢の割合である。その大小別階層分類は正確なものではない。取入地のうちには分米、年貢

第1表 実 態

租 率	調査口数	面 積	分 米	年 貢	俵田(畑)渡
%		反畝歩	石	石	石
0～ 30	6	11.024	8.315	2.190	25.160
30～ 40	16	21.026	20.549	7.513	66.050
40～ 50	58	214.006	204.092	91.500	643.876
50～ 60	70	227.125	221.676	123.802	537.850
60～ 70	118	323.714	312.538	202.391	1,063.724
70～ 80	178	482.306	482.826	359.353	1,545.031
80～ 90	147	247.624	250.419	204.728	922.047
90～100	55	112.110	121.101	111.672	579.030
150～150	37	57.607	53.098	59.390	236.740
150～200	6	3.014	1.818	2.886	14.500
200～	6	0.823	0.993	2.709	18.510
計	693	1,700.729	1,677.425	1,168.164	5,652.518
平均(反当)	—	—	0.986	0.687	3.310

を異にする土地が一口の取入地となっているものがあり、その場合の租率はその取入の平均値であり、それによって分類されているからである。

本間家取入地の分米年貢俵田(畑)渡

1. 平均租率 70.0%.
2. 俵田(畑)渡のうち地主取分 79.3%, 年貢 20.7%.
3. 俵田(畑)渡の分米に対する倍率 3.37.
4. 1 口当り取入面積 2 反 4 畝 17 歩.
5. 詳細は本文参照.

(四) 年貢に代家給のような地主の土地管理に必要な経費又は定引、与内米を含めて記入されているものは除いたが、単に年貢と記入されたものうちにもこのような経費を含んでいるものもあるかもしれない。

(四) 土地の種類は主として田畑である。就中田が多いと思う。谷地、宅地は除外した。しかし田畑と一口になっているものは含まれている。

(四) 本表の俵田渡は分米、年貢、立上の記録を欠く取入地を含む取入地平均反当俵田渡より二斗六升高い。これは分米、年貢、立上の記録を欠く取入地又は除外した谷地に俵田渡の低いものがあるからであるが、その主なものは谷地である。分米の記入を欠く面積は三二町余、うち見取田又は見取田と思われるものは約二七町である。この俵田渡も概して低いが、その影響は殆どない。

(一) 拙稿「徳川後期における本間家の土地集積」
〔本誌〕一四卷一號) 参照。

二 考 察

(一) 分米と土地生産力

明治八年『鶴岡県治一覽概要』によると、田畑二〇、四三七町、草高二三五、二四四石である。これで反当

草高を計算すると、一石一斗五升となる。これを反当分米と見做して本間家取入地のそれと比べると、本間家取入地の分米は一斗六升程少ない。その主な理由は新田が多く取り入れられたからであろう。取入地の所在地に「何々新田村」というのが比較的多い。

分米は年貢徴収の基礎であるから、一応当時の土地生産力水準を示すものといえる。当地方の徳川期における土地生産力は不明であるが、酒田町の水田反収一石四斗八升と云う故小野博士の調査例⁽¹⁾がある。これは上田の分米に匹敵する。それにも拘わらず、この調査の全国平均一石八斗一升より著しく低い。外にも全国平均反収一石八斗七升という例⁽²⁾があるが、この調査の全国平均反収は高過ぎるように思われる。試みに明治初期の水稲反収を見ると第二表の通りで、この調査に比べると著しく低いばかりでなく、山形県の反収と全国のそれとの間に大差はない。徳川末期と明治初期の技術水準に大差があったとは思われないから、両期の反収に大差があるとも思われない。徳川期における庄内領の反当分米中田一石三斗、中畑八斗を当時の反当収量水準と見做し、明治九年の民有地田畑割合七・八対二・二を以て明治八年の田畑割合と仮定し、前記反当分米を加重平均すると一石一斗九升となる。これは前記反当草高より四升多いだけである。仮定に問題はあるが、庄内地方が稲作の先進地である。

本間家取入地の分米年貢俵田(畑)渡

第2表 水 稲 反 収

		山 形 県		全 国
		石	石	
明治 14 年		1.046	1.010	1.177
" 15 "		1.292	1.088	
" 16 "		1.063	1.060	

1. 昭和30年農林省統計調査部『農作物果年統計表、稻』による。
2. 東北地方は山形県を除く5県平均、筆者計算。

しい不合理はないと思う。以下これを前提して考察を進める。前記全国平均反収一石八斗一升という例は故小野博士が全国の古老に照会して得たもので、大正末期に実施されたものと思われる。従って徳川末期の収量と見てよい。これは古老の記憶によるものであるから、若年時代の通念に従ったものであろう。その限りでは正しいと思う。しかし、この反収には縄延の分を含んでいないだろう。

あったとすれば、分米一石三斗を当時の水田反当収量と見做しても著しい誤はないように思う。従って前記の反当草高も田畑平均反当収量と大差ないものと思われる。本間家取入地の反当分米は反当草高より一斗六升程少ないから、水田反収も低いと見てこれを一石一斗乃至二斗と仮定しても著

(1) 小野武夫『徳川時代の農家経済』七九頁。

(2) 山田盛大郎『日本資本主義分析』一八七頁。

(3) 平沢清人稿「江戸時代の小作料」『地方史研究』九

卷四号)はこの問題について示唆に富む。

(二) 俵田渡と實際面積

取入地の平均反当分米九斗八升六合を反当収量と見做すと、反当俵田渡はその三・三七倍に当る。これは不合理である。實際の反当収量が分米以上であったとしても、分米の三倍以上の俵田渡を支払い得る程の開きがあったとは考えられない。しかし、この不合理にも拘わらず、實際に不耕作者によって土地取入が行なわれ、その土地が小作に附され、その小作人が俵田渡とその必要消費量を生産したことは事実である。この土地生産力を超える収穫はどこから出たか。

この問題について二つの場合が考えられる。その一は、取入地の面積が小作農の成立従って又不耕作地主の成立を可能ならしめる程大きかったのではないか、ということ、即ち分米及び年貢は水帳面積によって定められているが、實際面積はそれよりも大きかったのではないか、ということであり、その二は小作地から得られる収量で不足する俵田渡を他の自作地の収量で補なう場合もあったのではないか、ということである。

先ず第一の場合について見よう。『県治一覽概要』によると、前記明治八年の田畑面積は地租改正によって、翌九年には三九、七九七町と殆ど二倍になる。水帳面積より實際面積の大きな土

地があったことは明らかである。このことは本間家の取入地についてもいえるだろう。しかし、仮りに取入地の實際面積が水帳面積の二倍であったとしても、なお俵田渡は収量を超過する。そこで前に推定した取入地の反収で俵田渡の支払い可能な面積を推定して見よう。計算を簡単にするために、水田だけを耕作するものとし、家族五人、一人当り必要消費量米一石、反収一石二斗、反当俵田渡三石三斗とすると、純小作農として耕作可能なためには六反九畝を必要とする。このことは實際面積が水帳面積の六・九倍なければならぬことを意味する。取入地のうちにはこのような土地もあったことは事実で、若干その例をあげることもできる。

例(一) 天保一一年の取入に下田二畝〇六歩、分米二斗四升というのがあるが、これに「荳元二一〇束」と附記されている。又文化九年の取入に「田地一反三畝二四歩、分米九斗六升六合六勺、此荳二〇〇荳石森七ツ」と云うのがある。この反当分米は七斗で記録の石森(盛)七ツと一致する。だから、この二〇〇荳は一反に当るとも又一反三畝二四歩が二〇〇荳即ち二反に当たるとも読みとれるが、いま、一〇〇荳を一反(『飽海郡史』)として前者の二一〇束を換算すると、二反一畝となり、約一〇倍の實際面積となる。

例(二) 安政四年取入、地引三六町一分、田二畝一八歩、こ

の請返明治二〇年、地引三六円二五銭、二反六畝一六歩、即ち一〇・二倍の實際面積である。^(注)

(注) このような例は外にも相当あるように思われるが『集積過程』の下巻は省略が多く、取入と請返の照合は殆ど不可能である。

次ぎは小作地の収量で俵田渡の支払いに不足する場合であるが、反収と剰余が与えられているならば、それが可能かどうかは、技術的には、与えられた労働で耕作し得る面積の如何にかかる。文政一〇年の取入に「亥興開墾新田半人割七一四坪」と云うのがある。これが正しいとすれば、一人割四反七畝一八歩で五反に充たない。人割に疑問もあるが、五反百姓という言葉もあるので、いま一戸当り五反歩、その分米と収量とが等しいものとして反一石二斗とすると、分米の七〇%の年貢では一石八斗の余剰に過ぎない。若し實際面積が水帳面積の二倍あって、収量は二倍となるが年貢に変化はないとすれば三石九斗の余剰となる。一人当り必要消費量米一石とすれば、一家五人の生活には不足であるが、夫婦二人の場合は一石九斗が残る。反当俵田渡が三石三斗で、これが年貢と同じ理由で半減するとすれば約一反一畝一五歩(水帳面積はこの二分の一)を入質しそれを小作することができる。しかし、そのために剰余は皆無となり、全耕地の剰余生産は俵田渡に奉仕することになる。この場合、

木間家取入地の分米年貢俵田(畑)渡

地引は地備というよりも寧ろ貸金(借金)という方が適切であろう。唯このような事実があったかどうか、問題である。この問題に関し、次の明治一〇年の請返に関する記録は暗示的である。

「右者(地引四一〇四―筆者)第五大区小三区旧熊野田村分四反別合三反七畝五分分米四石四斗六升七合七勺渡口米定揚三十俵ノ定実ハ金貸ニテ大崎村勘助貸二〇〇円と都合四一〇円ノ処へ年一五円ヅツ利米値段式拾俵替ニテ作徳米三〇俵ノ代納ト相成リ居リ候処今度願ニツキ年季相返シ俵元地代金ニテ相返ス但シ二〇〇円者文化六年巳一二月大崎村勘助ニ右御田地引当貸シ二一〇円ハ文化七年五月中野曾根村善助ヨリ年季取入ノ分ナリ」(傍点筆者)。

因にこの土地は取入に記入されていない。

この記録で注意されることは先ず渡口米と作徳米とが同じであることである。『集積過程』では前者は俵田渡、後者は立上の意味に用いられているから、両者が同じであることは年貢を業主が負担することを意味し、年季取入と引当貸との間には、利子率を別にすれば差異はないように見える。もっとも一五円という利子に変更があったのかどうかは明らかでない。

次ぎに年季取入の作徳米も引当貸の利子も区別なく共に作徳米といわれ又利子といわれていることである。善助と勘助との

關係が明らかでないが、思うに勘助が善助より取入れた土地を引当て借金し、翌年これを頼納という条件で、年季譲に変更、地引の差額を元地主善助に支払われたものではなからうか。そして多くの増金の例に見るように、このために利子従つて又俵田渡には変更がなかったものと思われる。未だ想像の域を出ないのであるが、若しこの想像が当たっているとすれば、引当の利子率は年季取入の場合の約二倍に当ることになる。『集積過程』に収録された証文類の文面からは引当と質との区別はつけかねるが、年季譲証文には水帳の土地保有者の名義変更と徳政担保が明記されており、前二者とは明らかに異なっている。しかし、異なる点はこの二点だけで、利子率を別にすれば他に異なるところはないように見える。この利子率も大小区々で前二者と異なるかどうかは判別し得ない。だから引当、質又は年季譲の間で相互に契約内容を変更することも容易であったのではなからうか。特に頼納の場合はこの区別は明瞭でなかったと思われる。取入に記録されていない土地の増金や請返が見られるという『集積過程』の記録は、このような事情が反映しているのではなからうか。若しこのような事情があったとすれば、土地生産力と關係のない地引もあり得ることになる。唯、担保価値をもたない土地がどうして金融の媒体となり得るか、という問題は残る。

これを要するに、高い俵田渡の成立を可能にした主要因は實際面積の延びにあると見られるが、同時に又地引の貸金という性格にも無關係ではないように思われる。

水帳面積と實際面積との差はどうして生じたか。これは本稿の問題外であるが、その原因が面積測定単位の相異によるものでないことは注意されねばならぬ。『明治一覽概要』によると、前記明治八年の田畑約二万町歩のうちには四二〇坪一反のもの二二町余、四九〇坪一反のもの四町余が含まれており、外に六〇〇坪一反の大縄反別五二五町余があることが記されている。これで地租改正前には四種的面積測定単位があったことがわかる。明治九年に大縄反別を除くこの二万町歩が約二倍の三万九千七百余町歩となるのであるから、単位の差による増加は極めて少ないことは明らかである。従つてこの増加は主として三〇〇坪一反の土地が實際はそれ以上あったことによつて増加したものである。本間家の取入地も三〇〇坪一反のものが大部分であつたらう。六〇〇坪一反と思われるものも天保一一年取入、明治三年請返の四反六畝五三步というのが一口ある。端数三〇坪以上のものは外にも六二歩、七五歩といった類のものが若干(一町二反余)あるが、前記の単位から見れば誤であらう。分米を欠く土地面積の端数もすべて三〇坪未満で、大縄反別かどうかは明らかでない。しかし、取入地の殆どすべての面積の端

数が三〇坪未満であるのは三〇〇坪一反のものが多かったためであろう。三〇〇坪一反のものが実際はそれ以上であったとすれば、地租改正による面積の増加は水帳面積とこの実際面積との差によるものと見なければならぬ。

水帳面積三〇〇坪一反のものが実際はそれ以上であったとすれば、その延びは検地後に生じたものと見なければならぬ。検地後に増加したとすれば、その原因として切添が考えられる。切添放任の結果であるとすれば、水帳で同一面積の土地でも実際面積は異なり得る。それが反当地引、反当俵田渡に大差を生ぜしめる原因となる。^(注)

(注) 前出「拙稿」中反当地引に関する部分はこの点で補正する必要がある。

(1) 『集積過程』下巻〇頁(一二頁と一三頁の間)。

(2) (3) 前出「拙稿」参照。

(三) 租率と実際面積

平均租率は分米の七〇%で、大略七公三民といえる。しかし、注目されることは取入地によって租率に著しい差のあることである。最低二二% (安永四年取入、地引一三町、下々田九畝二九歩、分米八斗九升七合、俵田渡六俵、年貢二斗、立上五俵二斗) から最高一、一〇〇%即ち一倍(文化一四年取入、地引一三町、下畑四歩、分米八合、俵田渡二俵〇九升、年貢八升

本問家取入地の分米年貢俵田(畑)渡

第3表 反当分米, 反当立上

租 率	分米(A)	立上(B)	立上順位	倍率 $\left(\frac{B}{A}\right)$	倍率順位	(参考) 地主取分
%	石	石				%
0~30	0.755	2.073	10	2.76	7	91.3
30~40	0.975	2.776	6	2.85	6	88.6
40~50	0.954	2.581	8	2.71	9	85.8
50~60	0.976	1.823	11	1.87	11	77.0
60~70	0.965	2.661	7	2.76	8	81.0
70~80	1.001	2.459	9	2.46	10	76.7
80~90	1.011	2.896	5	2.86	5	77.8
90~100	1.080	4.168	2	3.86	3	80.7
100~150	0.921	3.077	4	3.34	4	74.9
150~200	0.597	3.813	3	6.39	2	80.1
250~	1.113	18.037	1	15.81	1	85.4
平均	0.986	2.623	—	2.67	—	79.3

八合、立上二俵〇〇二合) までである。この二例で注目されることは、前者の面積が後者の七七倍に達するが、地引が等しいこと、租率は逆に五〇分の一に過ぎないことである。このことは水帳面積と実際面積との間に差異のあることを示すものである。

1. 第1表により算出。
2. 立上は俵田渡から年貢を控除した残額即ち地主取分。
3. 参考欄の地主取分は俵田渡に対する立上の割合。

う。租率一〇〇%以上のものは四九口、六町一反に過ぎないが、分米以上の年貢を徴収し得るということは土地面積に延びのあることを端的に示していると思う。仮令分米が実際の収量より低かったとしても、前に見たように、その差は少なかったと思われるからである。取入地の分米に対する立上の割合を計算すると第三表の通りで、租率の高低による一定の傾向は認め難いが、概して租率の高い層は立上も高い。これは年貢が高いから俵田渡が高いのではなくて高い俵田渡の成立可能な土地の年貢も高いことを示すものである。前に土地生産力を越える俵田渡の成立する原因の一つとして実際面積に延びのあることを述べたが、高い租率の年貢をとり得る理由も亦ここにある。検地後に延びた面積を修正することなく、租率で調整したことがすくみ取の年貢が生じた理由ではなからうか。乗免は剩免の宛字と思われるが、その文字が示しているように、これをこの調整のために「附加された免」と見ることは誤であらうか。

土地面積に延びがあり、領内の土地が二倍であったとすれば七公三民は逆になる。

(四) 俵田渡の領主取分と地主の取分

俵田渡の領主と本間家(以下地主と云う)の配分比は略二対八で、地主取分は領主取分の四倍に当る(第一表)。これは珍ら

第4表 俵田渡の地主、領主の取分

		年 貢		地 主 取 分		計(小作科)	(参 考) 収 量
		実 数	割 合	実 数	割 合		
I	全 国	0.658	56.2	0.512	43.8	1.170	1.810
II	酒 田	0.133	46.8	0.492	53.2	0.925	1.480
III	全 国	0.690	60.7	0.449	39.3	1.137	1.870
	本間家取入地	0.687	20.7	2.623	79.3	3.310	9

1. 実数は反当である。

2. I 及びIIは小野武夫『徳川時代の農家経済』, IIIは山田盛太郎『日本資本主義分析』(187頁)により算出。

しい例ではないかと思う。前記の調査例によってこの関係を見ると第四表の通りで、全国平均ではいずれも領主取分が多い。酒田町の例では両

者の取分は接近しているが、地主取分が多くなっている点が注目される。

本間家取入地の地主取分が多いのは租率が分米の七〇%であるのに、立上がその二・七倍に達するからである。土地生産力(分米)を越える俵田渡の成立を可能にする原因が水帳面積と実際面積との差にあるとすれば地主取分が多

いということは、検地後の土地面積の増加による生産増加が領主よりも生産者又は中間地主の手に多く帰したことを意味する。前記の租率一倍の例はこれをよく証明している。即ち年貢は分米の一・一倍であるが、地主取分は分米の一〇〇倍以上である。このことは土地私有制の発達を示す一例と解してよいだろう。

従って俵田渡中に占める地主取分と領主取分との関係は土地私有制発達の一つの指標となろう。いま地主取分九〇%以上の取入地について見ると、その面積は四町九反（実際はその一〇倍以上であろう）で僅かであるが、口数は一〇九で一六%に当る。

その平均反当分米九斗一升、同俵田渡二二石八斗〇六合、同年貢五斗九升四合で租率は六五%であるが、立上は分米の一三・四倍に当り、俵田渡中の地主取分は九五・四%、領主取分は僅かに四・六%に過ぎない。地主取分の多い一例をあげると、地引一二九両、田二三歩二五、分米八升三合（反当一石一斗）、年貢五升（租率六〇・二%）、俵田渡二二俵二斗（反当一六石一斗五升）、立上二俵一斗五升で、地主取分は九九・四%、経済的には完全な私有財産である。租率は六〇%であるが、立上は分米の一〇八倍に当る。この例は明和八年の取入であるから、このような事実¹⁾は相当古くからあったと見られる。

以上の諸例で明らかのように、地主取分の多いのは立上が分米を著しく超過するからである。このような、分米を生産水準

の指標とする限り、土地生産力を超える俵田渡の成立は、既に述べたように、土地面積の延びにその原因を求めざるを得ない。勿論対人信用も関係している場合もあるが、担保価値のない土地が信用の媒介となるのは対人信用の危険を最少限に喰い止める手段としてであろうから、それには自ら限界がなければならぬ。土地面積の増加による生産増加が土地保有者の手に帰することによって分米と無関係な俵田渡の成立も可能となる。

領主取分は、生産者の取分を考慮すれば、更に低下する。生産者の取分は不明であるが、第四表の酒田町の例により俵田渡を収量の六〇%と仮定すると、第一表により取入地の収量は五石五斗〇七合、その領主、地主及び生産者の各取分は年貢六斗八升七合、立上二石六斗二升三合（俵田渡三石三斗一升）、生産者二石二斗〇七合、その割合はそれぞれ一二%、四八%、四〇%となる。この仮定には無理がある。しかし、領主取分の極めて少ない土地があったことだけは明らかであろう。前に七公三民は土地面積の延によって逆転することを述べたが、本間家の取入地に関する限り二公以下であると見て大過なからう。

（注）この場合の一反は水帳面積であり、実際面積に延のあることが前提されている。取入地の反当分米を以て反収と仮定すると、その実際面積は五反六畝となる。

(五) 残る問題

分米、年貢及び俵田渡を手がかりとして土地集積の実態を見て来たが、『集積過程』だけでは解決し得ない問題が多い。そのうち特に興味を覚えたものをあげる。

(1) 不耕作地主成立の基盤が農民の余剰生産にあることは言うまでもないが、本間家の取入地から見限り、この剰余は土地生産力の増加によるよりも水帳面積と実際面積の差によってもたらされたものと云う方が適當である。この面積差発生の原因を切添と見たが、領主取分の少ない原因であるこの面積差の修正を放任せしめたものは何か。前期資本か、それとも政策か。

(2) 一見土地生産力を越えると思われる俵田渡成立の主たる原因は前記面積の差にあらう。しかし、そのためには取入地の実際面積が水帳面積の六倍以上なければならない。もっとも、これは分米を以て土地生産力と見たからであるが、分米は検地以来変更されていないから、実際の土地生産力はそれ以上であったらう。しかし、前の酒田町の反収一石四斗八升(明治初期の農林統計反収と矛盾するが)が正しいとしても実際面積は五倍なければならないことになる。これは領内一般の二倍と著しく異なる。明治初期における本間家の土地所有に関する従来の推定面積田一、二〇〇町を正しいとすれば約三倍となる。面積の延が切添であり、特に延のある土地を取入れたとすれば、この

三倍という倍率は容認し得ない数字ではない。仮りに三倍であったとすると、反当俵田渡は一石一斗、仮定の反収一石四斗八升の七五%、で極めて高い。これは利子率によるものではなさそうである。この原因は何か。一応これを地引のもつ貸金的性格と解したが、そのためには高い俵田渡を安全に収取し得るような金主の土地業主(小作人)に対する支配力がなければならぬ。このような支配力の存否は不明だが、若しあったとすれば、どのようなものであったか。又どのようにして形成されたか。

(3) 反当収量一石四斗八升、実際の小作料反当一石一斗とすると、必要消費量五石の小作農は一町三反四畝を耕作しなければならぬ。一戸五反を耕作規模とすると反収は二石以上であることを要する。当時の反収、可能耕作規模はどんなものであったか。

(4) 庄内地方の大規模耕作農業は明治以前相当古くから成立していたものようである。その労働はどこから調達されたか、又当時の農民層の分解はどのようなものであったか。

(1) 前出拙稿『本誌』一四卷一号)参照。

(後記)

本稿を書き終えてから鶴岡市史編纂委員大瀬欽哉、『栄村

史』（柴村は現鶴岡市の一部）の著者斎藤正一の両氏と面接の機会を得、俵入四斗は実際は四斗八升であること、「若勢一人稲一五〇刈、畑豆二斗半渡」（文化、文政頃）であったこと、若勢（年季奉公人）は農村社会の一階層をなしていたこと等について教えられた。これを念頭において、後日再検討したい。